

あおなみギャラリー使用取扱要綱

1 目的

この要綱は、名古屋臨海高速鉄道株式会社(以下「当社」という。)が、あおなみギャラリーを使用させるための取扱いを定めることを目的とする。

2 設置場所等

あおなみ線名古屋駅ラッチ内コンコース壁面等：高さ約 2m×幅約 11m

3 使用期間

搬入日及び搬出日を含み 2 週間以内とする。

但し、当社が個別に認めた場合は、この限りではない。

4 展示内容

展示内容が、次の各号に該当する場合は、展示することができないものとする。

ア 営利や政治的、宗教的活動等を目的とするもの

イ 公序良俗に反すると認められるもの

ウ 著しく誇張し又は不健全な内容と認められるもの

エ 乗客又は通行人に不潔又は不快な感情をいだかせると認められるもの

オ 名古屋臨海高速鉄道株式会社の信用を害するおそれがあると認められるもの

カ その他不相当と認められるもの

5 使用の申込及び審査

(1) 使用の申込

あおなみギャラリーを使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、使用開始予定日の 6 ヶ月前から 2 週間前までに、使用予定期間に他の予定が無いことを当社に確認し、あおなみギャラリー使用申込書(第 1 号様式)及び展示内容の分かるものを当社へ提出するものとする。

なお、当社の都合により使用中止にする場合がある。

(2) 使用の審査

当社は、使用の申込みがあった場合は、すみやかにその審査を行い、回答を使用者に通知するものとする。

6 事務手数料

(1) 使用者は、1 回の申込みにつき、事務手数料 500 円(税抜)に法定税率による消費税額及び地方消費税額を加算した金額を使用開始日までに当社に支払うものとする。

また、次の各号に該当する場合は、事務手数料を免除するものとする。

- ア 名古屋臨海高速鉄道株式会社と協同により実施する事業に関するもの
- イ 防犯等に関するもの
- ウ 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学及びこれに類する学校の幼児、児童及び生徒等の学術発表
- エ その他名古屋臨海高速鉄道株式会社が特に必要と認めたもの

(2) 事務手数料が使用開始日までに支払われない場合については、使用出来ないものとする。

7 展示品の搬入及び搬出等

展示品の搬入若しくは搬出又は取付け若しくは取外しを行う場合は、事前に申込先に連絡するものとし、当社社員立会いのもと平日の午前 10 時から午後 4 時までに使用者が行うものとする。なお、ギャラリー内において、火気の使用は禁止するものとし、ゴミ等が発生した場合は清掃に努め、ゴミ等は使用者が持ち帰り処分するものとする。

8 展示品の維持管理

展示品の維持管理は、使用者が行うものとする。また、ギャラリーの内装、展示品、備品等の破損、紛失等の損害があった場合は使用者が責任を負うものとする。なお、ギャラリーの入場料等の徴収は行わないものとする。

9 使用の中止

本要綱の使用上の違反又は使用条件に抵触する展示が行われている場合は、すみやかに使用を中止するものとする。

10 第三者等への賠償責任

使用者による展示品又は展示品の展示行為により、当社又は第三者に損害を与えた場合は、使用者がその賠償責任を負うものとする。

11 権利義務の譲渡等の禁止

使用者は、発生する権利及び義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならないものとする。

12 適用除外

この要綱の規定により難しい事項については、そのつど当社が定めるものとする。

13 申込先

名古屋臨海高速鉄道株式会社総務部総務課あおなみギャラリー担当

場所：名古屋市港区十一屋一丁目 46 番地(あおなみ線稲永駅下車徒歩 2 分)

電話番号：052-383-0960

F A X 番号：052-383-0956

応対時間：平日の午前 9 時から午後 5 時 30 分

ただし、午後 0 時から午後 1 時は除く。
また、12 月 29 日から 1 月 3 日は除く。

附 則

この要綱は、平成 18 年 7 月 11 日より施行する。
この要綱は、平成 24 年 10 月 1 日より施行する。
この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。
この要綱は、平成 29 年 5 月 1 日より施行する。
この要綱は、令和 2 年 9 月 1 日より施行する。